政令第七十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第六十八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の七第五項」を削り、「有価証券及び」の下に「法」を加える。

第四条の二の十の見出し中「四半期報告書」を「半期報告書」に改め、同条第一項中「第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の表の第一号の上欄」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十四条の四の七第一項」を「第二十四条の五第一項の表の第一号の下欄」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十四条の四の七第一項」を「第二十四条の五第一項の表の第二号の下欄」に、「次の各号に掲げる四半期（同項に規定する事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「六十日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第二十四条の四の七第十項」を「第二十四条の五第十一項」に、「第二十四条の四の七第九項」を「第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定」に、「同条第一項」を「法第二十四条の五第一項」に、「四半期報告書」を「半期報告書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項を削る。

第四条の二の十一及び第四条の二の十二を削り、第四条の二の十三を第四条の二の十一とする。

第十七条の二の三第一項中「のうち、四半期報告書その他の」を「に記載すべき事項のうち、」に、「提出することが困難である」を「記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「同項」を「同条第二項」に、「当該書類」を「特定書類」に改め、同条第二項中「のうち、四半期報告書その他の」を「に記載すべき事項のうち、」に、「提出することが困難である」を「記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「当該書類」を「特定書類」に改め、同条第三項中「四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である」を「当該期間内に記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「当該書類」を「特定書類」に改める。

第二十九条の三第一項中「、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は」を削る。

第三十六条第二号中「法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は」を削る。

第三十九条第二項第一号中「第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び」を「第二十四条の四の二第六項（法」に改め、「第二十四条の四の八第二項及び」を削り、「、法第二十四条の四の八第一項及び」を「及び法」に、「第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び」を「法第二十四条の四の二第四項（法」に改め、「、第二十四条の四の八第一項」及び「、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（これらの規定を同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面」を削り、同項第三号中「第二十四条の四の八第二項及び」及び「、第二十四条の四の七第四項」を削り、同項第十二号の二中「、第二十四条の四の七第一項」及び「、四半期報告書」を削り、同項第十三号の二中「第二十四条の四の八第一項及び」及び「、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十三号の三中「、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面」を削り、同条第四項中「第二十四条の四の八第二項及び」及び「、第二十四条の四の七第四項」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の九第四項中「第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書、同法」及び「、同法第二十四条の四の七第六項に規定する外国会社四半期報告書」を削る。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前に改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「旧法」という。）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により第三号施行日以後に提出される四半期報告書並びにこれらの四半期報告書に係る確認書（旧法第二十四条の四の八第一項において準用する金融商品取引法第二十四条の四の二第一項に規定する確認書をいう。）に係る改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（次項において「新法」という。）第二章の四の規定の適用については、なお従前の例による。

2　第三号施行日前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により第三号施行日以後に提出される四半期報告書に係る新法第百六十六条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（次項において「新令」という。）第二十九条の三第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る新令第三十六条及び第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二十五条の九第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一